

# 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この定款細則は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な運営を行うため、本会の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員

(評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の事前確認資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

(1) 就任承諾書

(2) 欠格事由の確認書

(3) 履歴書

(4) その他資格要件等の確認に必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任手続)

第5条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第6条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第7条 会長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、事務所に5年間備え置く

ものとする。

### 第3章 評議員会

#### (報告事項)

第8条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

#### (評議員会の招集)

第9条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項（議題）
  - (3) 議案の概要
- 2 定時評議員会の招集にあつては、前項の通知に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告を添付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 前項の規定により召集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

#### (評議員会の運営)

第10条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

- 2 評議員会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

#### (評議員会の決議事項及び決議要件)

第11条 定款第12条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1・別表2のとおりとする。

#### (議事録)

第12条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
  - (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事の意見等
  - (5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名
  - (6) 議長の氏名
  - (7) 議事録を作成した者の氏名
- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結

果を記録させることができる。

- 3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。
- 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第13条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第4章 役員

(役員の変更)

- 第14条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員を選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
  - 3 監事を選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
  - 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

(役員を選任候補者の事前確認資料)

第15条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
  - (2) 欠格事由等の確認書
  - (3) 履歴書
  - (4) その他資格要件等の確認に必要な資料
- 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前項の資料を徴した者のうち、役員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第16条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任の手続)

第18条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等

を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第19条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第20条 会長は、役員を選任後速やかに役員名簿を作成し、事務所に5年間備え置くものとする。

## 第5章 理事会

(本会の業務執行の決定)

第21条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1・別表2に記載のとおりとする。

2 前項のほか、理事会は本会の全ての業務執行（定款第27条の規定により、日常の業務として会長が専決する事項を除く。）を決定する。

(報告事項)

第22条 理事会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。

(1) 会長の職務の執行の状況

(2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)

(3) その他役員から報告を求められた事項

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長による自己の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。

(理事会の招集)

第23条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 前項の規定により召集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第24条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第25条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
- (6) 出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録を作成した者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第26条 会長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第6章 決算・監査

(資料の作成)

第27条 会長は、会計年度終了後2月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第28条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、会長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第29条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第30条 第39条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間事務所に備え置くものとする。

## 第7章 事務の専決

(事務の専決)

第31条 定款第27条の規定により会長が専決することのできる事項については、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会処務規程によるものとする。

2 会長が専決することのできる事項については、その一部を事務局長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第32条 会長、事務局長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、会長の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 事務局長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに会長に報告しなければならない。

附則

この定款細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この定款細則は、平成25年12月18日から施行する。

附則

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款細則は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この定款細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この定款細則は、公布の日から施行する。

附則

この定款細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この定款細則は、公布の日から施行する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この細則は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

別表1 (第11条・21条関係) 理事会・評議員会決議事項一覧

決議事項	評議員会での決議		理事会での決議	
	過半数 の決議	2/3 以上 の決議	過半数 の決議	2/3 以上 の決議
理事、監事の選任	○			
理事、監事の解任		○		
理事、監事の報酬	○			
理事、監事、評議員の報酬等の支給基準	○			
計算種類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認	○			
予算・補正予算、事業計画	○			○
臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）	○			○
定款の変更		○	○	
解散の決議		○	○	
合併の承認		○	○	
残務財産の処分	○			○
基本財産の処分	○			○
社会福祉充実計画の承認	○		○	
その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○			
社会福祉事業に係る許認可、寄付金募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項			○	
定款細則			○	
評議員の選任・解任委員の選任・解任			○	
評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定			○	
従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止			○	
内部管理体制の整備			○	
競業及び権利相反取引の制限			○	
理事の職務の執行の監督			○	
理事長及び業務執行理事の選定及び解職			○	
重要な役割を担う職員の選任及び解任			○	
重要な財産の処分及び譲受け			○	
多額の借財			○	
事業報告及び計算書類の承認			○	
会計処理の基準			○	
保有する株式に係る決議権の行使				○
コンプライアンス（法令遵守）の体制整備			○	
その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項			○	
その他重要な業務に関する事項及び事務処理業務の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃			○	

別表2 (第11条・21条関係) 規程等議決 (専決) 一覧

規程等の名称 (決議事項)	理事会決議	評議員会審議	会長専決
			改正
定款	○	○	
定款細則	○	○	
公印規程	○	○	○
会員規程	○	○	○
理事・監事選任規程	○		○
評議員選任規程	○		○
評議員選任・解任委員会運営細則	○		○
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程	○	○	○
処務規程	○		○
監事監査規程	○	○	○
苦情解決に関する規程	○		○
苦情解決処理体制要領	○		○
個人情報保護規程	○		○
就業規程	○		○
給与規程	○		○
契約職員就業規程	○		○
登録ヘルパー等就業規程	○		○
育児・介護休業規程	○		○
契約職員退職手当規程	○		○
自主研修費助成規程	○		○
ハラスメント防止規程	○		○
虐待防止に関する規程	○		○
虐待防止委員会要綱	○		○
公益通報者保護に関する規程	○		○
職員勤務評価検討委員会設置要綱	○		○
弔慰規程	○		○
表彰規程	○		○
経理規程	○		○
経理規程細則	○		○



旅費規程	○		○
災害時ふれあい基金規程	○		○
小口福祉資金貸付規程	○		○
生活福祉資金調査委員会規程	○		○
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	○		○
指定居宅介護支援事業所運営規程	○		○
指定訪問介護事業所運営規程	○		○
障害者の日常生活及び社会生活を相互湯的に支援するための法律に基づく東伊豆町社会福祉協議会視程障害福祉サービス事業所運営規程（居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護）	○		○
共同募金会東伊豆町支会会則	○		○
共同募金会東伊豆町支会会計規則	○		○

- 注 1 規程等の制定及び廃止、全部改正については、評議員会の審議を要するものとする。
- 2 法令の改正等に伴う規程等の改正については、事務執行に支障が生ずる恐れがある場合及び、改正の内容が軽度の場合、会長専決ができるものとする。
- 3 評議員会の審議を求めない規程等の改正については、改正内容を評議員会に報告するものとする。